

## 屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績と平成25年度事業予定

目的:「対策の方向性」と「事業実績」について、今後の事業の進捗状況の把握のために整理・評価するもの。

作業内容:新旧事業を追加・削除。新旧事業を踏まえ評価。

記入要領:①「取組ごとの評価」今後の方針」の欄には、自ら実施している事業にのみ、4段階で取組み状況・評価を記入。

②「区分としての評価」の欄は、事業実施機関等が、4段階で区分別の取組み状況・評価を記入。

③評価

1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)

2)継続して対策を行っていくもの

3)対策を未実施であるが、早急に行う必要があるもの

4)対策を未実施であるが、今後の推移を見ながら対応するもの

※事業別に4段階で評価 ※区分別に4段階で評価

世界遺産地域管理計画	関係機関					平成24年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成24年度時点) 特記事項	区分としての 評価 (平成24年度時点)	平成25年度(本年度)事業予定	備考
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町	その他の団体 (協議会)					
5 (1) 生態系と自然景観の保全										
ア. 基本的な考え方										
イ. 生態系の保全										
(ア) 植物										
ア) 植生の垂直分布	○	○				<H8~21:森林管理局、環境事務所> ・「屋久島世界遺産地域等調査研究推進連絡会議開催」 :屋久島における調査研究について、島内の有識者等へ報告、意見交換を実施。 <H22:森林管理局> ・「屋久島世界遺産の危機と保全～ヤクシカによる被害の現状と共存を考える～」をテーマに「屋久島森林環境シンポジウム」を開催。 <H24~:森林管理局> ・垂直方向植生モニタリング調査(中央地域)において、プロットの面積、箇所等を拡大。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> 「保護林等整備・保全対策事業」垂直方向植生モニタリング調査(南部地域)を実施し、調査プロットの面積、箇所を拡大。
	○	○	○	○	科学委員会	<H21:科学委員会事務局> ・「屋久島世界遺産地域調査研究報告会」を実施。 <H23:科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。 <H24:科学委員会> ・新たな「屋久島世界遺産地域管理計画」を策定	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	
イ) 常緑広葉樹林	○	○		○	屋久島環境文化財団 (屋久島生物多様性協議会)	<H20~22:屋久島生物多様性保全協議会(環境省補助事業)> ・「屋久島生物多様性保全再生事業」 :屋久島生物多様性保全協議会を設置し、絶滅危惧種の調査・保全・育種事業として、ヤクサネゴヨウ、ヤクシマリンドウ、ヤクシマカワゴロモの自生地調査等を実施したほか、森林生態系保全再生事業として、西部地域にシカ柵を設置。	生物多様性保全推進事業採択事業により協議会を設置し、各種調査等を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	
ウ) 天然スギ林		○				<H17~:森林管理局> ・「世界遺産保全緊急対策事業(屋久スギ樹勢回復措置)」 :縄文杉の樹皮剥離被害箇所の診断、樹勢回復措置及び積雪による枝折れ箇所の経過診断を実施。 :著名ヤクスギ(弥生杉他9本、平成23年度は紀元杉、七本杉、奉行杉)及び高塚小屋 周辺ヒメジャラ(H21~23)、平成24年度は、二大杉、母子杉、川上杉、三本杉の診断と樹勢回復措置を実施。 <H22,H23,H24:森林管理局> ・保護林整備・保全対策事業:天然スギの分布状況を調査、縄文杉周辺環境調査。小杉谷屋久杉円盤記念碑の屋根設置。	1/3は治療完了、残りの箇所の診断・治療を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・世界遺産保全緊急対策事業(「ヤクスギ樹勢回復措置」ほか):縄文杉の樹皮剥離被害箇所の診断及び樹勢回復措置、登山道周辺著名ヤクスギ診断・治療(対象は検討中)。
	○	○	○	○	屋久島レクリエーションの森保護管理協議会	<H5~23:森林管理局、レク協議会> ・「森林生態系保護地域バッファゾーン施設整備事業」 :ウイロン株周辺及びび蛇之口滝周辺において自然観察路の整備、看板等の設置を実施(H5)。 :著名屋久杉遺伝資源保存林、楠川歩道等に標識等を設置(H12)。 :白谷雲水峡及びヤクスギランドに案内板、看板、樹木板等を設置(H12~23)。 :白谷雲水峡内において、企業ボランティア、関係行政機関、地元協力団体(ガイド等)により、休憩施設(大型木製ベンチ)の設置(H12~23)。 :白谷雲水峡及びヤクスギランドにおいて、危険木点検・処理を実施(レク協議会と)。 :縄文杉登山道ルートにおいて、森林生態系の保全等に関して普及啓発を図るとともに、周辺の樹木や林床植生の衰退が懸念される箇所を保護するための施設整備計画の策定調査及び標識類の整備を実施(~H20)。	自然休養林内については、デザインの統一を図って、案内板や看板等の設置を継続実施。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<レク協議会、森林管理局> ・引き続きヤクスギランド及び白谷雲水峡内において、危険木点検・処理を実施。
	○					<H24:環境事務所> ・屋久島原生自然環境保全地域では、昭和58年度より10年毎の調査が計画され、昭和58年度、平成5年度及び平成24年度に調査が実施されており、継続されているスギ林調査区の復元、個体識別されている樹木の毎木調査、林床植生の調査等の森林群集モニタリング調査を実施し、過年度の調査結果と比較するとともに、その動態について把握。	長期間にわたって、定期的な森林動態のモニタリングを実施することにより、当該地域における自然環境の実態を把握し、遺産地域及び原生自然環境保全地域を保全・管理するうえで重要。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・屋久島原生自然環境保全地域及びその周辺におけるスギ林、針広混交林及び照葉樹林で、継続して調査が行われている5箇所程度の調査プロットにおいて、過年度調査の結果と比較して、森林動態の把握ができるよう調査を実施。
	○	○	○	○	科学委員会	<H23:科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	
エ) 登山道等の植生		○				<H10~20:森林管理局> ・「世界遺産保全緊急対策事業(植生回復措置)」 :縄文杉周辺の土壌流失・浸食及び植生の後退を防止するため、土壌改良工、丸太筋工等による植生回復、シカネット設置による食害防止対策を実施(H10~20)。 :永田岳登山道周辺の植生が後退しているため、丸太柵工、木製階段工等による植生回復を実施(H16~)。 <H20~:森林管理局> ・「森林生態系保護地域バッファゾーン施設整備事業」 :縄文杉登山道ルートにおいて、森林生態系の保全等に関して普及啓発を図るとともに、周辺の樹木や林床植生の衰退が懸念される箇所を保護するための施設整備計画の策定調査及び整備を実施、並びに縄文杉デッキの耐久性等調査、縄文杉展望デッキの基礎(支柱等)補強工事、工事資材の回収、翁杉説明板の作成。 <H23:森林管理局> ・縄文杉周辺植生調査の実施。 <H24:森林管理局> ・モニタリング調査の一環で縄文杉の経過観察、樹勢調査を実施、その中で縄文杉の大枝腐朽を発見。安全確保緊急対策として、地元検討会を開催した上で、北側デッキの閉鎖とケーブリング措置を実施。 <H6.7:森林管理局> ・「重要自然維持地域保安林整備事業」等 :紀元杉、弥生杉、仏陀杉の根を保護するために木製デッキを設置(H6)。 :縄文杉の根を保護し樹勢を回復するために木製デッキを設置(H7)。 <H16.17:森林管理局> ・「国土・景観形成推進事業」 :高塚小屋周辺の植生回復のために木柵工、編柵工、木製デッキ等を設置。 <H16.20:森林管理局> ・「森林環境整備推進事業」等 :弥生杉周辺のデッキの補修工事を実施	世界遺産地域内の植生回復のため、継続実施  保護施設整備を検討  デッキ等の施設整備を終了し、点検・補修を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・縄文杉大枝腐朽に掛かるケーブリング及びアンカー措置、精密腐朽診断を実施 ・縄文杉デッキの取り扱いを検討。  <屋久島世界遺産地域連絡会議(幹事会)> ・縄文杉周辺整備の検討、山岳部の利用のあり方について作業部会の中で検討

世界遺産地域管理計画	関係機関				平成24年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成24年度時点)	区分としての 評価 (平成24年度時点)	平成25年度(本年度)事業予定	備考			
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町						その他の団体 (協議会)	特記事項	
オ) 固有種・希少種	○	○	○	○	地域連絡会議	<H20:地域連絡会議> ・「世界遺産地域巡視マニュアル作成」 :関係機関で共通の巡視方法及び報告様式等を整備 <森林管理局> ・森林保護員(グリーン・サポート・スタッフ)の巡視ルートを18ルート・箇所としての年間を通して巡視・点検	巡視マニュアルの作成を完了し、それに基づき巡視等を実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局、地方環境事務所> ・「世界遺産地域巡視マニュアルに基づく巡視」:平成20年度に策定した巡視マニュアルに基づいて、引き続き巡視体制を強化する。 <森林管理局> ・森林保護員(グリーン・サポート・スタッフ)の巡視を年間を通して間断無い巡視スケジュールとし、巡視ルート18ルート・箇所の巡視・点検)		
				○		<H15~:鹿児島県自然保護課> ・「希少野生動物推進事業」 :希少野生動物推進員を設置し、希少野生動物の保護対策を実施。	屋久島駐在員6人を配置し事業を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県自然保護課> ・「希少野生動物推進事業」:希少野生動物推進員を設置し、希少野生動物の保護対策を実施する。		
	○	○	○	○	科学委員会	<H23:科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		再掲	
	○	○	○	○		<環境事務所、森林管理局、鹿児島県、屋久島町> ・「巡視事業」:職員による巡視を実施。 <H17~:環境事務所> ・アクティブレジャーの配置による巡視の強化。 <H23~:森林管理局> ・森林保護員(通称「グリーン・サポート・スタッフ」)の巡視体制を強化し、年間を通して間断無い巡視とし、巡視ルートを従来の15ルートから16ルート(龍神杉コース)に増加。	登山シーズンを中心に、他機関と連絡調整を行ないながら実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所、森林管理局> ・「巡視事業」:職員による巡視を実施。 <環境事務所、森林管理局> ・アクティブレジャー、森林保護員(通称「グリーン・サポート・スタッフ」)によるパトロールを実施。 <森林管理局> ・森林保護員(グリーン・サポート・スタッフ)の巡視ルートを18ルート・箇所とし、年間を通して植生及び、植生保護柵を巡視・点検	再掲	
				○	ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会	<~H22:屋久島町> ・「林地活用対策事業(屋久島総合自然公園野生植物園運営)」 :屋久島固有の植物を保護・増殖することにより、生態系の保全・環境学習を推進。 <H24~H30:屋久島町> ・森林総合研究所林木育種センター九州育種場、屋久島・ヤクタネゴヨウ調査隊と「絶滅危惧種ヤクタネゴヨウの生息地域外保存に際しての個人情報管理技術の開発」のための共同試験を実施。ヤクタネゴヨウの里帰りプロジェクトとして、里親の公募や公共施設の場内に植樹を行った。	施設整備は終了し、維持・運営を継続 里親の公募は終了。5年間の生育状態の調査を実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町> ・「林地活用対策事業(屋久島総合自然公園野生植物園運営)」:屋久島固有の植物を保護・増殖することにより、生態系の保全・環境学習を推進。 <屋久島町> ・植樹地ごとに生育状態(直径、樹高等)の調査を実施。		
	○	○	○	○		<H15~:鹿児島県自然保護課> ・「希少野生動物保護対策事業」 :種の指定、普及啓発、希少野生動物保護推進員の設置等による希少野生動物の保護対策を実施。	屋久島駐在員6人を配置し事業を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県自然保護課> ・「希少野生動物保護対策事業」:種の指定、普及啓発、希少野生動物保護推進員の設置等による希少野生動物の保護対策を実施。		
	○	○	○	○	鹿児島県教育委員会	<~H22:鹿児島県教育委員会文化財課> ・「文化財保護指導委員設置」 :文化財保護指導委員を設置し、国・県指定文化財等の巡視や、保護に関する指導及び助言、文化財保護思想の普及啓発等を実施。	指導員による巡視等を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県教育委員会文化財課> ・「文化財保護指導委員設置」:文化財保護指導委員を設置し、国・県指定文化財等の巡視や、保護に関する指導及び助言、文化財保護思想の普及啓発等を実施。		
	○	○	○	○	ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会	<H12~:森林管理局> ・「ヤクタネゴヨウ増殖・復元緊急対策事業」等 :ヤクタネゴヨウの増殖を図るため、屋久島の自生木を穂木とする接ぎ木苗を養生し、これを利用して採種林及び見本林を造成。植栽木の成長量調査や保育作業をNPOと協力して実施。 <H22,23,24:森林管理局> ・森林管理局、ヤクタネゴヨウ保全対策協議会関係者、森林総研(九州支所)、育種センター九州育種場等関係者でヤクタネゴヨウの現状、採種林等の今後の取り扱い等について、検討会を実施(H23)。 ・「屋久島森林生態系保護地域におけるナラ枯れ被害等影響調査」の実施、追跡調査の実施。 <H17~ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会、森林管理局> ・ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会を開催し、マツ材線虫病対策を推進。破沙岳、高平岳の自生地調査を実施。(H24)	試験地の設定、植栽・補植は完了し、保育・管理を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・地球環境保全森林管理強化対策(「ヤクタネゴヨウ増殖・復元事業」):ヤクタネゴヨウの採種林及び見本林において、植栽木の生育状況のモニタリング調査や保育作業をNPO等と協力して実施。今年度は、世界遺産登録20周年記念行事として、記念植樹等を実施 ・周辺マツ林に松くい虫が発生した場合等の被害未然防止対策(検討会、樹幹注入) ・瀬切川左岸の自生地の保護林化に向け準備 <ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会> ・ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会を開催し、マツ材線虫病対策を推進。		
	○	○	○	○	屋久島環境文化財団 屋久島町 (屋久島生物多様性保全協議会)	<H23~24:屋久島生物多様性保全協議会(環境省補助事業)> ・「屋久島生物多様性保全再生事業」 :屋久島生物多様性保全協議会を設置し、絶滅危惧種の調査・保全・育種事業として、ヤクタネゴヨウ、ヤクシマリンドウ、ヤクシマカワゴロモの自生地調査等を実施したほか、森林生態系保全再生事業として、西部地域にシカ柵を設置。	生物多様性保全推進事業採択事業により協議会を設置し、各種調査等を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島生物多様性保全協議会> ・屋久島生物多様性保全協議会において、西部地域の防鹿柵内外の植生調査、絶滅危惧種の調査保全、普及啓発活動を行う。	再掲	
				○		<H21:森林管理局> ・「世界遺産保全緊急対策事業(生態系モニタリング)」 :屋久島西部地域に自生するヤクタネゴヨウの分布・生育調査を実施。	固有種・希少種として引き続き調査	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	2)継続して対策を行っていくもの			
	○					<H23~24:環境事務所> ・屋久島全島を対象に草本性の絶滅危惧種について、重要な生育地を把握するとともに、絶滅危惧種の保護管理方策として継続的なモニタリング計画を策定。	引き続き報告対象を広げること検討しつつ調査等を継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・継続的なモニタリングの実施及び積極的に保護柵の設置を検討。		
	○	○	○	○	科学委員会	<H23:科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	2)継続して対策を行っていくもの		再掲	
	(イ) 動物	○	○		○	<H23~24:屋久島生物多様性保全協議会(環境省補助事業)> ・「屋久島生物多様性保全再生事業」 :屋久島生物多様性保全協議会を設置し、絶滅危惧種の調査・保全・育種事業として、ヤクタネゴヨウ、ヤクシマリンドウ、ヤクシマカワゴロモの自生地調査等を実施したほか、森林生態系保全再生事業として、西部地域にシカ柵を設置	生物多様性保全推進事業採択事業により協議会を設置し、各種調査等を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島生物多様性保全協議会> ・屋久島生物多様性保全協議会において、西部地域の防鹿柵内外の植生調査、絶滅危惧種の調査保全、普及啓発活動を行う。	再掲	
		○	○	○	○	科学委員会ヤクシカWG	<H20:環境省生物多様性センター(鹿児島県委託)> ・「自然環境保全基礎調査種の多様性調査」 :島内24箇所において糞粒法による生息調査を実施し、ヤクシカの密度分布及び全島頭数を把握。 <H21~:森林管理局> ・科学委員会にヤクシカWGを設置し、全島的なシカ管理方策を検討。 <H21~森林管理局> ・「野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業」 :野生鳥獣の生息状況・生息環境調査等を行い、希少種の保護を図りつつ、共存を可能とする地域づくりに総合的に取り組む。 :205プロジェクトの実施、シカ害保護柵の設置(H22-24) <H21~:環境事務所> ・「屋久島地域におけるヤクシカ適正管理方策検討業務」 :固有の植生を保全するために、ヤクシカの適正管理に向け、追加的な密度調査を実施。 :適正個体群密度の推定方法の検討。 :標高別の植生保護柵に加え、花之江河で試験的な植生保護柵を設置し、柵内外の植生モニタリングを実施。 <H23:森林管理局> ・ヤクタネゴヨウ自生地(瀬切川左岸等)の保護林化に向けた自生地調査の基礎調査を実施。 <H24:森林管理局> ・ヤクタネゴヨウ自生地(破沙岳、高平岳)の保護林化に向けた自生地調査の基礎調査を実施。 <H23~鹿児島県自然保護課> ・「ヤクシカ保護管理適正化事業」 :ヤクシカにかかる特定鳥獣保護管理計画を策定し、国や市町村と連携を図りながら個体群の調整を行い、生態系及び農林業被害の軽減を図る。	ヤクシカの生息密度・頭数・被害状況を概ね把握し、捕獲手法・被害対策等に関する調査、検討を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・科学委員会に設置したヤクシカWGにおいて、全島的なシカ管理方策を検討。 <環境事務所> ・「屋久島国立公園におけるヤクシカ適正管理方策検討業務」:過年度に調査を実施した33地点を対象に糞粒法による密度調査の実施。過年度に設置した保護柵内外における継続的なモニタリング調査を実施。地元猟友会と連携して特定地域における効果的な捕獲及びその普及を実施。 <森林管理局> ・「野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備調査事業」:ヤクシカが生息する屋久島の地域別生息状況・被害状況、植生環境調査等を行い、森林の多様性保全、国土保全の観点等から、植生保護・再生、シカ個体数調整方策等を含む共存のための総合的対策に取り組む。 ・「205シカ対策プロジェクト」:シカの被害対策・捕獲方法等の検討及び試行。 23年度調査実施の自生地(瀬切川左岸)の将来の保護林化に向け準備作業実施。 <環境事務所、森林管理局、屋久島町> ・「愛子プロジェクト」:関係機関と連携して捕獲や誘導柵の設置等の事業を推進。 <鹿児島県自然保護課> ・「ヤクシカ保護管理適正化事業」:平成23年度に策定したヤクシカにかかる特定鳥獣保護管理計画に基づき、国や市町村と連携を図りながら個体群の調整を行い、生態系及び農林業被害の軽減を図る。	
		○	○	○	○	科学委員会	<H23:科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		再掲

世界遺産地域管理計画	関係機関				その他の団体 (協議会)	平成24年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成24年度時点)		区分としての 評価 (平成24年度時点)	平成25年度(本年度)事業予定	備考	
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町			特記事項					
ウ. 自然景観の保全												
(ア) 高層湿原		○				<H13.14:森林管理局> ・「世界遺産保全緊急対策事業」 :花之江河、小花之江河において土砂流入を防止するため、丸太工、階段工を実施。	事業の所期の目的は達成	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの) 2)継続して対策を行っていくもの				
			○			<H22～(5年おき):森林管理局> ・「保護林整備・保全対策事業」 :高層湿原の健全性を把握するためのモニタリング調査を実施。		2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		再掲	
		○				<H23～:環境事務所> ・「屋久島地域におけるヤクシカ適正管理方策検討業務」 :花之江河で試験的な植生保護柵を設置し、柵内外の植生モニタリングを実施。		2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		再掲	
		○	○	○	○	科学委員会	<H23:科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		再掲
(イ) ヤクスギの巨樹・巨木		○	○	○	○	<H17～:森林管理局> ・「世界遺産保全緊急対策事業(屋久スギ樹勢回復措置)」 :縄文杉の樹皮剥離被害箇所の診断、樹勢回復措置及び積雪による枝折れ箇所の経過診断を実施(H17～)。 :著名ヤクスギ(弥生杉他9本、平成23年度は紀元杉、七本杉、奉行杉)の樹勢診断及び樹勢回復措置を実施及び高塚小屋周辺ヒメシヤラ診断と修復措置を実施(H21～23) <H22.H23.H24:森林管理局> ・「保護林整備・保全対策事業:天然スギの分布状況を調査、縄文杉周辺環境調査。 ・「保護林等整備・保全対策事業」大株歩道周辺の植生影響調査	縄文杉の1/3は治療完了、残りの箇所の診断・治療を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・「保護林等整備・保全対策事業」(「ヤクスギ樹勢回復措置」ほか):縄文杉の樹皮剥離被害箇所の診断及び樹勢回復措置、縄文杉及び登山道周辺著名ヤクスギ樹勢診断・治療。	再掲	
		○	○	○	○	科学委員会	<H23:科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		再掲
エ. 外来種や病害虫等への対応		○	○	○	○	<H15～17:環境事務所> ・「屋久島外来生物(タヌキ)対策事業」 :H15・16にタヌキの生息調査を実施した上で、H17・18にタヌキの捕獲を実施。 <H22.23.24:森林管理局> ・「アブラギリ調査」屋久島森林生態系保護地域におけるナラ枯れ被害等影響調査業務報告書(ナラ枯れ被害調査とともに、アブラギリの基礎調査を実施、成育分布図の作成、種子散布様式の調査実施)、加害実態調査、繁殖実態、拡大抑制・利用方策の調査、駆除試験地の設定等を実施	タヌキについては、平成18年度から屋久島町が有害鳥獣捕獲を実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・アブラギリの加害実態調査、駆除方法等の総合的対策		
		○	○	○	○	ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会	<H16～森林総研、森林管理局(協力)> ・ナラ枯れ被害調査 <H17～ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会> ・ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会の開催(マツ材線虫病対策)		2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	・ナラ枯れ被害追跡調査の実施 <H16～森林総研、森林管理局(協力)> ・ナラ枯れ被害調査 <ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会の開催> ・ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会の開催(マツ材線虫病対策)	再掲
		○	○	○	○	科学委員会	<H23:科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		再掲
(2) 自然の適正な利用												
ア. 基本的な考え方		○	○	○	○	(屋久島山岳部利用対策協議会) (屋久島町エコツーリズム推進協議会) <H17:環境事務所> ・「屋久島世界自然遺産地域保全対策調査業務」 :現状と課題を整理した上で、利用制限やマイカー規制の導入等山岳地域の利用適正化方策の検討を実施。 屋久島町 ・屋久島エコツーリズム推進全体構想の策定に向けた検討 <H21～22:環境事務所> ・「屋久島エコツーリズム推進全体構想策定支援業務」 :世界遺産地域を含む屋久島のエコツーリズム推進を図るため、エコツーリズム推進の基本方針、自然観光資源の適正な利用のあり方、利用調整システム等について検討	H17屋久島世界自然遺産地域保全対策調査業務	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町> ・屋久島町エコツーリズム推進全体構想の策定を検討。		
		○	○	○	○	地域連絡会議幹事会における検討の場	<H24～:地域連絡会議幹事会> ・山岳部において、利用者増加によって生じる問題は現在でもお顕在化しており、長期的な対策の方向性を定めることを目的に、屋久島世界遺産地域を中心とした山岳部の利用のあり方について検討の協議。	山岳部の利用のあり方は、遺産地域の管理に密接に関連するため、遺産地域の管理者である関係行政機関が主体となって検討を進める。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・地域連絡会議幹事会において、検討の進め方を議論し、可能な限り地域住民・団体の意見や提案を取り入れる施策決定プロセスを導入しながら作業部会を実施。	
イ. 利用の適正化		○	○	○	○	(屋久島山岳部利用対策協議会) (屋久島町エコツーリズム推進協議会) <H22～:屋久島町> ・立入制限の実施に伴う事前予約制度を地域関係団体等から選出された委員と検討。 <H23:屋久島町> ・立入制限の基礎となる条例案を町議会に上程、結果は否決。 屋久島町 ・屋久島エコツーリズム推進全体構想の策定に向けた検討。 <H21～22:環境事務所> ・「屋久島エコツーリズム推進全体構想策定支援業務」 :世界遺産地域を含む屋久島のエコツーリズム推進を図るため、エコツーリズム推進の基本方針、自然観光資源の適正な利用のあり方、利用調整システム等について検討。	利用調整制度を盛り込んだ全体構想の認定申請作業の中断。	4)対策を未実施であるが、今後の推移を見ながら対応するもの	4)対策を未実施であるが、今後の推移を見ながら対応するもの	<屋久島町> ・屋久島町エコツーリズム推進全体構想の策定を検討。	再掲	
		○	○	○	○	(屋久島山岳部車両運行対策協議会) <H21～:屋久島町> ・「屋久島山岳部車両運行対策協議会」 :3月1日～11月30日の期間(H21は、GW期間及び夏期～秋期)の車両規制を実施。	平成22年度から車両規制期間の通年化実施。	2)継続して対策を行っていくもの		<屋久島町> ・「屋久島山岳部車両運行対策協議会」:3月～11月の車両規制を実施。		
				○	○	(屋久島山岳部車両運行対策協議会) <H20:鹿児島県屋久島事務所> ・「魅力ある観光地づくり事業」 :屋久杉自然館前にマイカー規制用の駐車場、トイレ整備(管理は町)。	駐車場の整備が完了	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)				
		○	○	○	○	(屋久島山岳部利用対策協議会) <H20～:鹿児島県屋久島事務所> ・「屋久島山岳部利用対策協議会」 :屋久島山岳部保全基金の周知・広報及び改善等の検討。	保全基金に係る広報のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県屋久島事務所> ・「屋久島山岳部利用対策協議会」:山岳部の利用上の課題、屋久島山岳部保全基金の改善等の検討を行う。		
		○	○	○	○	科学委員会	<H23:科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		再掲

世界遺産地域管理計画	関係機関					平成24年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成24年度時点)		区分としての 評価 (平成24年度時点)	平成25年度(本年度)事業予定	備考
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町	その他の団体 (協議会)		特記事項				
ウ. 主要な登山道や地域毎の利用方針					屋久島町 (屋久島町エコツーリズム推進協議会)	<H15～17:環境事務所> ・「エコツーリズム推進モデル事業」等 ・エコツーリズム推進協議会を設置し、ガイド登録・認定制度の設立、西部地域の利用のあり方、里のエコツーリズムの推進等を検討。 <屋久島町> ・屋久島エコツーリズム推進全体構想の策定に向けた検討。 <H21～22:環境事務所> ・「屋久島エコツーリズム推進全体構想策定支援業務」 ・世界遺産地域を含む屋久島のエコツーリズム推進を図るため、エコツーリズム推進の基本方針、自然観光資源の適正な利用のあり方、利用調整システム等について検討。	利用調整制度を盛り込んだ全体構想の認定申請作業の中断。	4)対策を未実施であるが、今後の推移を見ながら対応するもの	4)対策を未実施であるが、今後の推移を見ながら対応するもの	<屋久島町> ・屋久島町エコツーリズム推進全体構想の策定を検討。	再掲
						<H21～:環境事務所> ・「登山者カウンターによる利用動向の把握」 ・大株歩道、楠川分かれ、淀川口、高塚小屋～新高塚小屋、モッコム登山口の計5箇所に登山者カウンターを設置(H18～)し、利用動向を把握。その結果を基に、「屋久島縄文杉快適登山日カレンダー」を作成。		2)継続して対策を行っていくもの		<環境事務所> ・「登山者カウンターによる利用動向の把握」:登山者カウンターにより、縦走者等の利用動向の把握及び情報収集。	
					地域連絡会議幹事会 における検討の場	<H24～:地域連絡会議幹事会> ・山岳部において、利用者増加によって生じる問題は現在でもなお顕在化しており、長期的な対策の方向性を定めることを目的に、屋久島世界遺産地域を中心とした山岳部の利用のあり方について検討の協議。	山岳部の利用のあり方は、遺産地域の管理に密接に関連するため、遺産地域の管理者である関係行政機関が主体となって検討を進める。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・地域連絡会議幹事会において、検討の進め方を議論し、可能な限り地域住民・団体の意見や提案を取り入れる施策決定プロセスを導入しながら作業部会を実施。	再掲
エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理					屋久島レクリエーションの 森保護管理協議会	<H10～20:森林管理局> ・「世界遺産保全緊急対策事業(植生回復措置)」 ・縄文杉周辺の土壌流失・浸食及び植生の後退を防止するため、土壌改良工、丸太筋工等による植生回復、シカネット設置による食害防止対策を実施。 ・永田岳登山道周辺の植生が後退しているため、丸太柵工、木製階段工等による植生回復を実施(H16～20)。 <H5～:森林管理局> ・「森林生態系保護地域バッファゾーン施設整備事業」 ・ウイロン株周辺及び蛇之口滝周辺において自然観察路の整備、看板等の設置を実施(H5)。 ・著名屋久杉遺伝資源保存林、楠川歩道等に標識等を設置(H12)。 ・白谷雲水峡及びびヤクスギランドに案内板、看板、樹名板等を設置(H12～21)。 ・縄文杉登山道ルートにおいて、森林生態系の保全等に関して普及啓発を図るとともに、周辺の樹木や林床植生の衰退が懸念される箇所を保護するための施設整備計画の策定調査及び整備を実施、並びに縄文杉デッキの耐久性等調査、縄文杉展望デッキの基礎(支柱等)補強工事、工事資材の回収、翁杉説明板の作成(H20～)。 ・縄文杉周辺保護施設(縄文デッキ)の改修に掛かる資材搬出。 ・翁杉説明板設置、小杉谷閉山記念天然スギ円盤屋根付け工事 ・荒川登山同周辺人工林等整備のための保育間伐、試行、活用法の検討 <H19～:森林協議会ほか> ・自然休養林内の危険木調査及び処理の実施(H23)。 ・白谷雲水峡内において、企業ボランティア、関係行政機関、地元協力団体(ガイド等)によるボランティア作業(休憩ベンチ作設)の実施(H23) <H23:森林管理局> ・縄文杉周辺植生調査の実施。 <H6.7:森林管理局> ・「重要自然維持地域保安林整備事業」等 ・紀元杉、弥生杉、仏陀杉の根を保護するために木製デッキを設置(H6)。 ・縄文杉の根を保護し樹勢を回復するために木製デッキを設置(H7)。 <H16.17:森林管理局> ・「国土・景観形成推進事業」 ・高塚小屋周辺の植生回復のために木柵工、編柵工、木製デッキ等を設置。 <H16.20:森林管理局> ・「森林環境整備推進事業」等 ・弥生杉周辺のデッキの補修工事を実施。	世界遺産地域内の植生回復のため、継続実施  保護施設整備を検討	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・地域連絡推進対策事業(「森林生態系保護地域バッファゾーン施設整備事業」):縄文杉周辺施設(木製デッキ)取り扱い検討、整備。 <レク森協議会、森林管理局> ・両自然休養林で引き続き危険木点検、処理を実施 <町、地元協力団体、レク協、森林管理局> ・白谷雲水峡等レク森において、企業ボランティア、関係行政機関、地元協力団体、一般応募者により、ボランティア作業を実施	再掲
						<～H22:屋久島町> ・「林地活用対策事業(屋久島総合自然公園野生植物園運営)」 ・屋久島固有の植物を保護・増殖することにより、生態系の保全・環境学習を推進。	施設整備は終了し、維持・運営を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町> ・「林地活用対策事業(屋久島総合自然公園野生植物園運営)」:屋久島固有の植物を保護・増殖することにより、生態系の保全・環境学習を推進。	再掲
						<～H21:屋久島町> 「屋久島森林鉄道計画」 ・文化的価値の高い森林鉄道を動態保存し、「動く環境教育」として、施設作りを進める構想。		1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	2)継続して対策を行っていくもの		
					(屋久島山岳部利用対策協議会)	<H21～:環境事務所> ・「グリーンワーカー事業(携帯トイレ導入試験実施事業)」 ・携帯トイレの普及・広報及び指導活動を実施。	山岳トイレに係る現地調査を終了し、結果に基づき詳細設計等を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・「グリーンワーカー事業(屋久島地区携帯トイレ導入推進事業)」:携帯トイレ導入・定着に向け、携帯トイレの普及・広報及び指導活動を実施	
					(屋久島山岳部利用対策協議会)	<H20～:屋久島町(屋久島山岳部利用対策協議会)> ・「屋久島山岳部保全募金及び山岳部トイレし尿運搬業務」 ・屋久島山岳部利用対策協議会において平成20年度から山岳部のし尿処理対策費用に充てるため、募金の収受を開始。また、し尿処理対策として人力搬出を実施。 <H23～:屋久島町(屋久島山岳部利用対策協議会)> ・島外の企業寄附を財源に淀川登山口トイレの改修(太陽光パネルの設置、水洗化等)を実施	引き続きし尿の人力搬出を実施。  施設整備を終了し、維持管理を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町(屋久島山岳部利用対策協議会)> ・「屋久島山岳部保全募金及び山岳部トイレし尿運搬業務」:屋久島山岳部利用対策協議会において平成20年度から山岳部のし尿処理対策費用に充てるため、募金の収受を開始。また、し尿処理対策として人力搬出を実施。 <屋久島町> 島外の企業の寄附を財源に、高塚小屋の建て替え、トイレの改修を行う。	
						<H22～:環境事務所> ・登山利用による周辺植生の影響が懸念される稜線部の8地点において、植生の荒廃状況を把握するために、植生調査及び写真撮影による定点モニタリングを実施。	調査設計は終了、継続事業として実施	2)継続して対策を行っていくもの		<環境事務所> ・登山利用による周辺植生の影響が懸念される稜線部の8地点において、植生の荒廃状況を把握するために、写真撮影による定点モニタリングを実施。	
						<H18～H21:環境事務所> ・「屋久島登山道整備事業」 ・平石岩屋～淀川登山口区間の登山道を石組工法により整備。 <H22～H23:環境事務所> ・「屋久島山岳部トイレ整備事業」 ・屋久島山岳部の自然環境への負荷を軽減するために導入及び新築が決定した携帯トイレブース及び新高塚避難小屋付帯トイレ整備。 <H22:環境事務所> ・「淀川護岸工事」 ・歩道の安全利用を目的として、近自然的な護岸工事(ラップストーン工法)を実施。 <H20～:環境事務所> ・「屋久島地域登山道巡視等委託業務」 ・直轄整備区間である平石岩屋～投石岩屋間の巡視及び焼野三叉路周辺のササ払いを実施。	淀川小屋～淀川登山口区間は整備完了。宮之浦岳縄文杉歩道並びに支線の設計。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・「屋久島登山道実施設計業務」:宮之浦岳縄文杉歩道並びに支線を対象とした登山道整備・浸食防止措置、橋架け替え、携帯トイレブースの追加整備。(淀川橋、黒味別れ～黒味岳、投石平手前、大王杉(携帯トイレ)) ・「屋久島地域登山道巡視等委託業務」:直轄整備区間である平石岩屋～淀川登山口までの巡視及び焼野三叉路周辺のササ払いを実施	

世界遺産地域管理計画	関係機関				平成24年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成24年度時点)		区分としての 評価 (平成24年度時点)	平成25年度(本年度)事業予定	備考	
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町		特記事項					
					<H5～H23:環境事務所> ・「グリーンワーカー事業(屋久島登山道補修事業)」等 :土壌浸食等により破損、崩壊が見られる登山道において、利用者の安全を図るため、簡易な補修等を実施。 <H21～:環境事務所> ・「グリーンワーカー事業(屋久島主要登山道補修事業)」 :宮之浦縄文杉線道路(歩道)の崩落事故を受けた迂回路の設置。	利用されている登山道の安全維持のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・「グリーンエキスパート事業(屋久島登山道補修事業)」:土壌浸食等により破損、崩壊が見られる登山道において、利用者の安全を図るため、簡易な補修を実施。		
					<H19～20:環境事務所> ・「屋久島世界自然遺産保全利用検討調査業務」 :自然環境のモニタリング及び施設管理を目的として、登山道周囲360°の撮影を実施し、任意の場所を映像で確認することができる「アクティブリクビジョン」システムを構築。	調査は終了し、その結果を今後の施設管理等に活用	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	2)継続して対策を行っていくもの			
					<～H23:鹿児島県観光課> ・「観光施設管理事業」 :歩道、避難小屋、トイレの維持管理(町に委託)。	既設トイレの維持管理を継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県観光課> ・「観光施設管理事業」:歩道、避難小屋、トイレの維持管理(町に委託)		
					<～H22:鹿児島県観光課> ・「自然公園等整備事業」 :小杉谷～大株歩道入口の軌道、登山道改修。	鉄橋架け替えを実施済	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの			
					<H23:環境事務所> ・「屋久島地域整備計画策定業務」 :霧島屋久国立公園屋久島地域(口永良部含む)における整備/利用状況及び植生への影響を把握し、関係機関と課題を共有し有識者の知見を得た上で、関係機関の役割分担を明確にした地域内における中期整備計画を策定。	平成22年度に施設整備計画を策定 平成23年度に国立公園計画点検を実施	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	3)対策を未実施であるが、早急に行う必要があるもの	<環境事務所> ・「屋久島地域整備計画策定業務」:屋久島国立公園(口永良部含む)における整備/利用状況及び植生への影響を把握。関係機関と課題を共有しながら有識者の知見を得た上で、関係機関の役割分担を明確にした地域内における整備計画の実施		
					<H11～17:環境事務所> ・「屋久島にふさわしい登山道整備の技術指針・管理の技術指針作成」 :屋久島の自然環境と調和の取れた登山道整備の技法について指針を検討。	一定の検討は行ったが、課題として、整備実績を踏まえて、今後調整が必要	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・「屋久島地域整備計画策定業務」:屋久島国立公園(口永良部含む)における整備/利用状況及び植生への影響を把握。関係機関と課題を共有しながら有識者の知見を得た上で、関係機関の役割分担を明確にした地域内における整備計画の実施		
					地域連絡会議幹事会における検討の場	<H24～:地域連絡会議幹事会> ・山岳部において、利用者増加によって生じる問題は現在でもなお顕在化しており、長期的な対策の方向性を定めることを目的に、屋久島世界遺産地域を中心とした山岳部の利用のあり方について検討の協議。	山岳部の利用のあり方は、遺産地域の管理に密接に関連するため、遺産地域の管理者である関係行政機関が主体となって検討を進める。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・地域連絡会議幹事会において、検討の進め方を議論し、可能な限り地域住民・団体の意見や提案を取り入れる施策決定プロセスを導入しながら作業部会を実施。	再掲
オ. エコツーリズムの推進				(屋久島山岳部利用対策協議会) (屋久島町エコツーリズム推進協議会)	<H17:環境事務所> ・「屋久島世界自然遺産地域保全対策調査業務」 :現状と課題を整理した上で、利用制限やマイカー規制の導入等山岳地域の利用適正化の方策の検討を実施。 <H22～:屋久島町> ・立入制限の実施に伴う事前予約制度を地域関係団体等から選出された委員と検討。 <H23:屋久島町> ・立入制限の基礎となる条例案を町議会上に上程、結果は否決。 <屋久島町> ・屋久島エコツーリズム推進全体構想の策定に向けた検討。 <H21～22:環境事務所> ・「屋久島エコツーリズム推進全体構想策定支援業務」 :世界遺産地域を含む屋久島のエコツーリズム推進を図るため、エコツーリズム推進の基本方針、自然観光資源の適正な利用のあり方、利用調整システム等について検討。	H17屋久島世界自然遺産地域保全対策調査業務	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町> ・屋久島町エコツーリズム推進全体構想の策定を検討。 ・屋久島ガイドの登録認定制度の検討  <森林管理局> ・縄文杉大枝腐朽に掛かるケーブリング及びアンカー措置、精密腐朽診断を実施 ・縄文杉デッキの取り扱いを検討。  <屋久島世界遺産地域連絡会議(幹事会)> ・縄文杉周辺整備の検討、山岳部の利用のあり方について作業部会の中で検討。	再掲	
				屋久島環境文化財団 (屋久島町エコツーリズム推進協議会)	<H15～17:環境事務所> ・「エコツーリズム推進モデル事業」等 :エコツーリズム推進協議会を設置し、ガイド登録・認定制度の設立、西部地域の利用のあり方、里のエコツーリズムの推進等を検討。 <H21～:屋久島町> ・「エコツーリズム推進事業」 :現行のガイド登録・認定制度のうち、確立している登録制度の拡充と認定制度の確立を検討。(平成16年9月に設置した屋久島地区エコツーリズム推進協議会は平成21年8月からエコツーリズム推進法による協議会へ移行。)	エコツーリズム推進法のための全体構想の検討を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町> ・屋久島ガイド登録制度の運営事務に併せ、屋久島ガイド登録認定制度検討部会を設置し、ガイド制度の再検討を行う。		
				屋久島環境文化財団 (屋久島町エコツーリズム推進協議会)	<H9～:屋久島環境文化財団> ・「環境学習事業」 :エコア・ガイドの登録・認定制度への協力や資質向上のための講習会等を実施。	エコツーリズム推進法のための全体構想の検討を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島環境文化財団> ・「環境学習事業」:エコア・ガイドの登録・認定制度への協力や資質向上のための講習会等を実施する。		
				(屋久島町エコツーリズム推進協議会)	<～H20:環境事務所> ・「屋久島地区エコツーリズム普及促進業務」 :屋久島におけるエコツーリズムの取り組みを紹介するためのパンフレット及びポスター等を作成。 <H14～:環境事務所> ・「屋久島マナービデオ」の制作 :屋久島の世界遺産地域を中心とした山岳部におけるマナー啓発のためのビデオを制作・改訂し、交通機関等において放映。	エコツーリズム推進法のための全体構想の検討を継続	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	2)継続して対策を行っていくもの	<保護官事務所> ・「屋久島マナービデオ改訂」:「屋久島国立公園」への反映及び放映時間を短縮し、視聴者への的確な情報の発信を行う。		
(3) 関係行政機関等の体制				地域連絡会議 科学委員会	<H21～:地域連絡会議、科学委員会> ・科学委員会を設置し、遺産地域管理計画の見直し、継続的に実施すべきと考えられるモニタリング項目と現在までの実施状況について議論。今後約10年間に遺産地域で関係行政機関が継続的に実施すべきモニタリングをまとめたモニタリング計画を策定。新たな管理計画を策定。	科学委員会の議論を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<地域連絡会議> 地域連絡会議及び科学委員会において、新たな管理計画及びモニタリング実施状況の報告。		
					<環境事務所> ・屋久島自然保護官事務所において、原生自然環境保全地域及び国立公園の保全・管理を行う。						
					<森林管理局> ・屋久島森林管理署本署及び屋久島森林環境保全センターにおいて、屋久島森林生態系保護地域等の国有林野の保全・管理を行う。						
				鹿児島県教育委員会	<鹿児島県教育委員会> ・熊毛教育事務所において、文化財保護法に基づく管理を行う。						
					<鹿児島県> ・自然保護課及び熊毛支庁において、国立公園及び鳥獣保護区の保全・管理、野生生物の保護管理、西部林道周辺の県有地の管理を行う。						
					<屋久島町> ・屋久島町において、自然保護業務、野生生物の保護管理、エコツーリズムの推進、環境対策、文化財の管理等を行う。						

世界遺産地域管理計画	関係機関				平成24年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成24年度時点)	区分としての 評価 (平成24年度時点)	平成25年度(本年度)事業予定	備考
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町					
<b>(4) 調査研究・モニタリング及び巡視</b>									
ア. 基本的な考え方	○	○			(独)森林総合研究所 <H20～25: (独)森林総合研究所> ・「地球環境保全等試験研究費」 : 越境大気汚染物質が西南日本の森林生態系に及ぼす影響の評価と予測に関する調査を実施。		2) 継続して対策を行っていくもの	2) 継続して対策を行っていくもの	<(独)森林総合研究所> ・「環境省公害一括計上予算」・屋久島地域における越境大気汚染物質等の飛来量および森林生態系に及ぼす影響の調査。 ・天文の森の試験林の調査。
		○			<H21～24: 林野庁> ・「世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響のモニタリング等事業」 : 森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムの開発等を実施。 <H7～: 森林管理局> ・「モニタリング調査」 : 島内10箇所に雨量計、2箇所に温度計を設置し、年間を通して雨量調査を実施。	平成24年度までにモニタリングプログラムを開発することを目標	2) 継続して対策を行っていくもの	2) 継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・「モニタリング調査」: 島内に設置している気象観測装置。(10箇所の雨量計、2箇所の温度計)により、年間を通して気象観測を実施。
		○	○	○	<H8～: 環境事務所> ・「屋久島世界遺産センターの運営」 : 環境情報の収集、屋久島の自然環境に関する情報提供の場として展示ホールなどの一般公開。 : 2階の研究スペースの研究者等への提供。	センターの管理運営を実施	2) 継続して対策を行っていくもの	2) 継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・「屋久島世界遺産センターの運営」: 環境情報の収集、屋久島の自然環境に関する情報提供の場として展示ホールなどの一般公開。2階の研究スペースの研究者等への提供。
		○			<H23: 環境事務所> ・「屋久島地域整備計画策定業務」 : 霧島屋久国立公園屋久島地域(口永良部含む)における整備/利用状況及び植生への影響を把握し、関係機関と課題を共有し有識者の知見を得た上で、関係機関の役割分担を明確にした地域内における中期整備計画を策定。 <H11～17: 環境事務所> ・「屋久島にふさわしい登山道整備の技術指針・管理の技術指針作成」 : 屋久島の自然環境と調和のとれた登山道整備の技法について指針を検討。	平成22年度に施設整備計画を策定 平成23年度に国立公園計画点検を実施 一定の検討は行ったが、整備実績を踏まえて、今後調整が必要な課題もある。	2) 継続して対策を行っていくもの	3) 対策を未実施であるが、早急に行う必要があるもの	<環境事務所> ・「屋久島地域整備計画策定業務」: 屋久島国立公園(口永良部含む)における整備/利用状況及び植生への影響を把握。関係機関と課題を共有しながら有識者の知見を得た上で、関係機関の役割分担を明確にした地域内における整備計画の実施
		○	○	○	<H21～22: 環境事務所> ・「屋久島世界遺産地域順応的保全管理方策検討調査業務」 : 屋久島世界遺産地域の順応的保全管理体制を構築するため、屋久島における調査研究・モニタリング・保全活動についての情報収集及び整理、評価のために必要な指標の検討を行うとともに、今後、必要な調査研究や長期モニタリングを検討。 <H18～H20: 環境事務所> ・「屋久島世界遺産地域における生態系の動態把握と保全管理手法に関する調査」 : 屋久島の生態系の動態等を定量的、継続的に把握するためのシステム構築を目的として、屋久島の自然環境を総合的に把握するための気象、地形地質、植生、動物等の調査を実施。 <H21～: 地域連絡会議、科学委員会> ・科学委員会を設置し、今後約10年間に遺産地域で関係行政機関が継続的に実施すべきモニタリングをまとめたモニタリング計画を策定。	科学委員会の議論を継続	2) 継続して対策を行っていくもの	2) 継続して対策を行っていくもの	<地域連絡会議> 地域連絡会議及び科学委員会において策定したモニタリング計画の実施状況を報告。
イ. 調査研究・モニタリング	○	○			<H20～25: (独)森林総合研究所> ・「地球環境保全等試験研究費」 : 越境大気汚染物質が西南日本の森林生態系に及ぼす影響の評価と予測に関する調査を実施。		2) 継続して対策を行っていくもの	2) 継続して対策を行っていくもの	<(独)森林総合研究所> ・「環境省公害一括計上予算」・屋久島地域における越境大気汚染物質等の飛来量および森林生態系に及ぼす影響の調査。 ・天文の森の試験林の調査。
		○			<H21: 森林管理局> ・「世界遺産保全緊急対策事業(生態系モニタリング)」 : 屋久島西部地域に自生するヤクナネゴウの分布・生育調査を実施。 ・ヤクナネゴウ自生地(瀬切川左岸等)の保護林化に向けた生息地調査の基礎調査を実施。(H23) ・同自生地(破沙岳、高平岳)の生息地基礎調査の実施、保護林化及び総合対策検討会(H24)	固有種・希少種として引き続き調査	1) すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	2) 継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・「保護林等整備・保全対策事業」・垂直方向植生モニタリング調査(南部地域)、アブラギリの有害実態調査の継続調査。
		○			<H22～(5年おき): 森林管理局> ・「保護林整備・保全対策事業」 : 高層湿原の健全性を把握するためのモニタリング調査を実施。		2) 継続して対策を行っていくもの	2) 継続して対策を行っていくもの	
		○	○		<H8～21: 森林管理局、環境事務所> ・「屋久島世界遺産地域等調査研究推進連絡会議開催」 : 屋久島における調査研究について、島内の有識者等へ報告、意見交換を実施。 <H21: 科学委員会> ・「屋久島世界遺産地域調査研究報告会」を実施。 <H22: 森林管理局> ・「屋久島世界遺産の危機と保全～ヤクシカによる被害の現状と共存を考える～」をテーマに「屋久島森林環境シンポジウム」を開催。 <H23～: 森林管理局> ・垂直方向植生モニタリング調査において、1調査プロットの面積を拡大。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2) 継続して対策を行っていくもの	2) 継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・「保護林等整備・保全対策事業」垂直方向植生モニタリング調査(南部地域)を実施し、調査プロットの面積、箇所を拡大。アブラギリ有害実態超調査(継続調査)。
		○	○	○	<H18: 環境事務所> ・「屋久島論文等情報データベース化業務」 : 屋久島の自然環境保全に関する論文等の情報を収集し、データベース化を実施。 <H21～: 環境事務所> ・「屋久島世界遺産地域順応的保全管理方策検討調査業務」 : 屋久島世界遺産地域の順応的保全管理体制を構築するため、屋久島における調査研究・モニタリング・保全活動についての情報収集及び整理、評価のために必要な指標の検討を行うとともに、今後、必要な調査研究や長期モニタリングを検討。	情報収集及びデータベース化を終了し、この結果を基に屋久島に必要なモニタリング調査を検討。	2) 継続して対策を行っていくもの	2) 継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・「屋久島世界遺産地域順応的保全管理方策検討調査業務」: 屋久島世界遺産地域の順応的保全管理体制を構築するため、屋久島における調査研究・モニタリング・保全活動についての情報収集及び整理、気象観測データの試験実施。
		○	○	○	<H20: 屋久島町> ・「屋久島フィールドワーク講座」 : 研究者と大学生によりフィールドワークの基礎体験講座の開催と10周年シンポジウムの開催。	10年を経過して終了。	1) すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)		<屋久島町> ・研究者と町民間の情報交換として、(仮称)屋久島学会を設置。
		○	○	○	<H20: 環境事務所 他> ・「屋久島世界自然遺産登録15周年記念シンポジウム運営業務」 : 屋久島におけるこれまでの取組、今後の課題についての意見交換。 <H20: 森林管理局 他> ・「シンポジウム開催(世界自然遺産・縄文杉からのメッセージ)」 : 縄文杉の現状と屋久島森林生態系保護地域のモニタリング調査結果や今後の課題についての報告と意見交換。	所期の目的を達成	1) すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)		
		○	○	○	<H19～20: 環境事務所> ・「屋久島世界自然遺産保全利用検討調査業務」 : 自然環境のモニタリング及び施設管理を主目的として、登山道周囲360°の撮影を実施し、任意の場所を映像で確認することができる「AR(拡張現実)システム」を構築。 <H21～22: 環境事務所> ・「屋久島世界遺産地域順応的保全管理方策検討調査業務」 : 屋久島世界遺産地域の順応的保全管理体制を構築するため、屋久島における調査研究・モニタリング・保全活動についての情報収集及び整理、評価のために必要な指標の検討を行うとともに、今後、必要な調査研究や長期モニタリングを検討。また、それらの情報公開を行うデータセンターの整備、気象観測データの試験実施。	システムを構築し、今後のモニタリング計画策定等に活用	1) すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	2) 継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・「屋久島における調査研究・モニタリングについての情報公開を行うデータセンターの運営。
		○	○		<～H23: 森林管理局> ・「調査研究連携事業」 : 国有林内で学術調査を行った研究機関の報告書ととりまとめ保全センターの年報に公表。	研究機関等との連携促進のため継続実施	2) 継続して対策を行っていくもの	2) 継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・「調査研究連携事業」: 国有林内で学術調査を行った研究機関の報告書ととりまとめ保全センターの年報に公表
			○		<H7～: 森林管理局> ・「大気環境に係る基礎的なデータの観測・収集等」 : 島内10箇所に雨量計、2箇所に温度計を設置し年間を通して気象観測を実施。	各種調査・研究に資するため継続実施	2) 継続して対策を行っていくもの		<森林管理局> ・「モニタリング調査」: 島内10箇所に雨量計、2箇所に温度計を設置し、年間を通して気象観測を実施
		○		<H21～: 森林管理局> ・「世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響のモニタリング等事業」 : 森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムの開発等を実施。	平成24年度までにモニタリングプログラムを開発することとし、22年度はその基礎調査を実施	2) 継続して対策を行っていくもの		<森林管理局> ・「世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響のモニタリング等事業」: 森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムの開発等を実施。	



世界遺産地域管理計画	関係機関				その他の団体 (協議会)	平成24年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成24年度時点)		区分としての 評価 (平成24年度時点)	平成25年度(本年度)事業予定	備考
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町			特記事項				
	○					<環境事務所> ・西部、東部、新高塚小屋等において、気温、湿度、降水量、地温、土壌水分等の気象データを観測。				<環境事務所> ・西部、東部、新高塚小屋等において、気温、湿度、降水量、地温、土壌水分等の気象データを観測。	
				○		<～H18屋久島町> ・「環境現況調査」 :宮之浦川、一湊川、永田川等の水質検査及び工場からの粉塵悪臭調査等を行い郊外の未然防止のための定期監視を実施。		1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)			
		○				<H22:森林管理局> ・「希少動植物の生息・生育状況調査」 :目撃情報のあるアカヒゲ(1B類:環境省版)について、文献調査、有識者からのヒアリング、生育調査等を実施。		1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)			
	○	○	○	○	科学委員会	<H23:科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの		
ウ. 巡視活動	○	○	○	○		<環境事務所、森林管理局> ・「巡視事業」 :職員による巡視を実施。 <H17～:環境事務所> ・アクティブレんジャーの配置による巡視の強化。 <H23～:森林管理局> ・森林保護員(通称「グリーン・サポート・スタッフ」)の巡視体制を強化し、年間を通した間断無い巡視とし、巡視ルート従来の15ルートから16ルート(龍神杉コース)に増加。	登山シーズンを中心に、他機関と連絡調整を行なって実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所、森林管理局> ・「巡視事業」:職員による巡視を実施。 ・アクティブレんジャー、森林保護員(通称「グリーン・サポート・スタッフ」)によるパトロールを実施。 <森林管理局> ・森林保護員(グリーン・サポート・スタッフ)の年間を通した間断無い巡視を行うと共に、16ルートに加え植生保護員巡視・点検を追加	再掲
	○	○	○	○		<H20:地域連絡会議> ・「世界遺産地域巡視マニュアル作成」 :関係機関で共通の巡視方法及び報告様式等を整備。	巡視マニュアルの作成を完了し、それに基づき巡視等を実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局、地方環境事務所> ・「世界遺産地域巡視マニュアルに基づく巡視」:平成20年度に策定した巡視マニュアルに基づいて、引き続き巡視体制を強化する。 <森林管理局> ・森林保護員(グリーン・サポート・スタッフ)の巡視ルート18ルート・箇所とし、年間を通した加え巡視・点検(植生、マナー指導、植生保護等)	再掲
	○	○	○	○		<H18～:森林管理局> ・「ヤクタネ保全対策連絡協議会(屋久島支部)」 :森林管理局、町、NPO、環境省、研究者等が協働してヤクタネゴヨウの自生地及び採種林等において保全活動を実施。 ・地域と連携した松くい虫(マツノザイセンチュウ病対策)の実施(協議会開催、巡視活動、啓発普及)	協議会メンバー間の情報交換等の活動を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・地球環境保全森林管理強化対策(「ヤクタネ保全対策連絡協議会(屋久島支部)」等):森林管理局、町、NPO、研究者等が協働してヤクタネゴヨウの保全活動を実施 <ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会> ・ヤクタネゴヨウ保全対策連絡協議会の開催(マツ材線虫病対策)	再掲
	○					<H21～:環境事務所> ・「屋久島パークボランティアの運営」 :主に国立公園内の美化清掃活動を充実するため、地域住民の自発的協力により利用地点の美化清掃活動等を実施。	清掃活動等は継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・「屋久島パークボランティアの運営」:主に国立公園内の美化清掃活動を充実するため、地域住民の自発的協力により利用地点の美化清掃活動等を実施	
			○			<S47～:鹿児島県自然保護課> ・「自然保護推進員」 :自然保護推進員を設置し、自然保護思想の普及啓発を実施。	普及啓発のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県自然保護課> ・「自然保護推進員」:自然保護推進員を設置し、自然保護思想の普及啓発を行う。	
	○	○	○	○		<H15～:鹿児島県自然保護課> ・「希少野生動植物推進事業」 :希少野生動植物推進員を設置し、希少野生動植物の保護対策を実施。	屋久島駐在員6人を配置し事業を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県自然保護課> ・「希少野生動植物推進事業」:希少野生動植物推進員を設置し、希少野生動植物の保護対策を実施する。	再掲
(5) 地域との連携・協働	○	○	○	○	屋久島環境文化財団	<H1～:環境事務所、屋久島町、屋久島環境文化財団> ・「自然に親しむ集い」 :自然体験、環境教育を推進するため、地域住民を対象に年4回程度開催。 <H18～:環境事務所> ・「子どもパークレンジャー」 :レンジャー活動の体験を通して、自然体験、環境教育を推進するため、小学生～中学生を対象として年2回程度開催。	継続事業として実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所、屋久島町、屋久島環境文化財団> ・「自然に親しむ集い」:自然体験、環境教育を推進するため、地域住民を対象に年4回開催	
			○		屋久島環境文化財団	<H8～:鹿児島県自然保護課> ・「屋久島環境文化村構想の推進」 :屋久島の自然・文化の総合的な情報提供を中核施設で実施。	情報提供のため継続して管理運営を実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県自然保護課> ・「屋久島環境文化村構想」:屋久島の自然・文化の総合的な情報提供を中核施設で実施する。	
				○		<～H18:屋久島町> ・原生林体験ウォークラリー屋久島の実施。 <～H19:屋久島町> ・「ふるさと森林教室」 :小学4～6年生を対象に原生林歩道の登山活動を通して、屋久島の野生動植物について理解を深める。	所期の目標を達成したために終了	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	3)対策を未実施であるが、早急に行う必要があるもの		
				○	屋久島観光協会	<H20～:屋久島町> ・「屋久島ツアーマーチ」 :屋久島の自然を歩き、自然愛護思想を高め、観光振興を図るイベントを開催。	環境教育の観点から継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町> ・「屋久島ツアーマーチ」:屋久島の自然を歩き、自然愛護思想を高め、観光振興を図るイベントを11月に日程を変更して開催。	
(6) 環境教育、情報の発信と普及啓発			○		屋久島環境文化財団		屋久島環境学習ネットワーク会議において検討	4)対策を未実施であるが、今後の推移を見ながら対応するもの	4)対策を未実施であるが、今後の推移を見ながら対応するもの		
				○		<～H21:屋久島町> 「屋久島森林鉄道計画」 :文化的価値の高い森林鉄道を動態保存し、「動く環境教育」として、施設作りを進める構想。		1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	2)継続して対策を行っていくもの		再掲
	○	○	○	○	屋久島環境文化財団(屋久島町エコツーリズム推進協議会)	<H9～:屋久島環境文化財団> ・「環境学習事業」 :エコツアーガイドの登録・認定制度への協力や資質向上のための講習会等を実施。	エコツーリズム推進法のための全体構想の検討を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島環境文化財団> ・「環境学習事業」:エコツアーガイドの登録・認定制度への協力や資質向上のための講習会等を実施する。	再掲
	○	○	○	○	屋久島環境文化財団(屋久島町エコツーリズム推進協議会)(屋久島山岳部利用対策協議会)	<～H20:環境事務所> ・「屋久島地区エコツーリズム普及促進業務」 :屋久島におけるエコツーリズムの取り組みを紹介するためのパンフレット及びポスター等を作成。 <H14～:環境事務所> ・「屋久島マナービデオ改訂」 :屋久島の世界遺産地域を中心とした山岳部におけるマナー啓発のためのビデオを制作、改訂し、交通機関等において放映。	エコツーリズム推進法のための全体構想の検討を継続	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	2)継続して対策を行っていくもの	<保護官事務所> ・「屋久島マナービデオ改訂」:「屋久島国立公園」への反映及び放映時間を短縮し、視聴者への的確な情報の発信を行う。	再掲
	○					<H8～:環境事務所> ・「屋久島世界遺産センターの運営」 :環境情報の収集、屋久島の自然環境に関する情報提供の場として展示ホールなどの一般公開。 :2階の研究スペースの研究者等への提供。	センターの管理運営を実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・「屋久島世界遺産センターの運営」:環境情報の収集、屋久島の自然環境に関する情報提供の場として展示ホールなどの一般公開。2階の研究スペースの研究者等への提供。	再掲
	○	○	○	○	屋久島環境文化財団(屋久島山岳部利用対策協議会)	<H11～:鹿児島県屋久島事務所> ・「屋久島山岳部利用対策協議会」 :マナーガイドの作成・配布等利用者への啓発・情報提供。	普及啓発のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県屋久島事務所> ・「屋久島山岳部利用対策協議会」:マナーガイドの作成・配布等利用者への啓発・情報提供。	
				○	屋久島環境文化財団	<H8～:屋久島環境文化財団> ・「環境学習事業」 :屋久島自然体験セミナー・ふるさとセミナーなど環境学習事業を実施。	環境学習のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島環境文化財団> ・「環境学習事業」:屋久島自然体験セミナー・ふるさとセミナーなど環境学習事業を実施する。	

世界遺産地域管理計画	関係機関				平成24年度(前年度)までの事業実績<主体機関>	取組ごとの評価 今後の方針 (平成24年度時点)	区分としての 評価 (平成24年度時点)	平成25年度(本年度)事業予定	備考	
	環境事務所	森林管理局	鹿児島県	屋久島町						その他の団体 (協議会)
			○		<H8～:屋久島環境文化財団> ・「環境形成事業」 :民間団体の環境保全活動への支援山岳部保全の啓発活動を実施。	環境活動支援のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島環境文化財団> ・「環境形成事業」:民間団体の環境保全活動への支援山岳部保全の啓発活動を実施する。	
			○		<H8～:屋久島環境文化財団> ・「交流推進事業」 :情報誌の発行やボランティアネットワークの形成など環境保全のための交流活動を推進。	交流活動のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島環境文化財団> ・「交流推進事業」:情報誌の発行やボランティアネットワークの形成など環境保全のための交流活動を推進する。	
				○	<～H22:屋久島町> ・「チャレンジ・サ・縄文杉」 :小学5年～中学3年を対象に屋久島の自然を体験するため縄文杉登山を実施。	環境教育の観点から継続実施	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)			
	○	○	○	○	<H20～:鹿児島県屋久島事務所> ・「屋久島山岳部利用対策協議会」 :屋久島山岳部保全募金の周知・広報及び改善等の検討。	保全募金に係る広報のため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<鹿児島県屋久島事務所> ・「屋久島山岳部利用対策協議会」:山岳部の利用上の課題、屋久島山岳部保全募金の改善等の検討を行う。	再掲
	○	○	○	○	<H9～:森林管理局> ・「普及啓発事業」 :国有林内の東西南北と中央部の5箇所それぞれ標高200m毎にプロットを設置し、5年を周期とする森林生態系モニタリング調査を実施し報告書を作成。その概要については保全センターのホームページ及び広報誌に掲載(H11～)。 :ヤクサネゴヨウの分布調査等を実施し報告書を作成。その概要については保全センターのホームページ及び広報誌に掲載(H11～)。 :花之江河、小花之江河の高層湿原における植生モニタリング調査等を実施し報告書を作成。その概要については保全センターのホームページ及び広報誌に掲載(H9～)。 <森林管理局> ・屋久島森林生態系保全センターHP全般を見直し、改訂。 屋久島の動物(H24)、植物(屋久島の植物図鑑(H23-24))、屋久島の山(H24)、ヤクシカ好き嫌い(植物図鑑(H23-24))を作成公表。 ・併せて、屋久島のヤクシカによる生態系被害等被害の状況を新たにとりまとめHP公表(H24)。関連してヤクシカの生態系への被害状況をマスコミ対応(日本農業新聞掲載)。	5年毎に行なう森林生態系モニタリング調査の結果を広く情報提供するため継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・「普及啓発事業」:島内外の一般の者、登山者等に対して、過去の屋久島の森林生態系、世界遺産地域、生物多様性等に係る調査報告、各種会議の開催情報、巡視活動等により得られた生息動植物に関する情報等について、広報誌「洋上アルプス」の発行やHPを通じて情報提供。 屋久島森林環境保全センターHPの随時見直し、屋久島の動植物、自然等の情報提供。	
	○	○		○	<H21～:屋久島町> ・「東京環境工科専門学校屋久島実習への支援」 :屋久島の豊かな自然を活用した体験実習を支援。	情報交換等は継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島町> ・「東京環境工科専門学校屋久島実習への支援」:屋久島の豊かな自然を活用した体験実習を支援。	
	○	○	○		<H15～:屋久島環境文化財団> ・「環境学習事業」 :屋久島に関わる研究者の講演会(屋久島研究講座)を実施。	情報交換等は継続実施	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<屋久島環境文化財団> ・「環境学習事業」:屋久島に関わる研究者の講演会(屋久島研究講座)を実施する。	
6. 計画の実施その他の事項	○	○	○	○	<H21～:森林管理局> ・科学委員会にヤクシカWGを設置し、全島的なシカ管理方針を検討。 <H20:環境省生物多様性センター(鹿児島県委託)> ・「自然環境保全基礎調査種多様性調査」 :島内24箇所において糞粒法による生息調査を実施し、ヤクシカの密度分布及び全島頭数を把握。 <H21～森林管理局> ・「野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業」 :野生鳥獣の生息状況・生息環境調査等を行い、希少種の保護を図りつつ、共存を可能とする地域づくりに総合的に取り組む。 :森林管理署、森林生態系保全センター職員自らシカ捕獲に取り組み一定の成果。研究機関への調査協力(捕獲個体、胃内容物、遺伝子採取用組織の提供等)。 <H21～:環境事務所> ・「屋久島地域におけるヤクシカ適正管理方策検討業務」 :固有の植生を保全するために、ヤクシカの適正管理に向け、追加的な密度調査を実施。 :適正個体群密度の推定方法の検討。 :標高別の植生保護層に加え、花之江河で試験的な植生保護層を設置し、層内外の植生モニタリングを実施。 :ヤクシカの移動範囲移動阻害要因及び移動促進要因の把握、効果的な捕獲方法等の検討を実施。 <H23:森林管理局> ・保護林化のためのヤクサネゴヨウ自生地(瀬切川左岸等)の保護林化に向けた生息地調査の基礎調査を実施。 <H24:森林管理局> ・ヤクサネゴヨウ自生地(破沙岳、高平岳)の生息地基礎調査及び有識者検討会の実施。 <H23～鹿児島県自然保護課> ・「ヤクシカ保護管理適正化事業」 :ヤクシカにかかる特定鳥獣保護管理計画を策定し、国や市町村と連携を図りながら個体群の調整を行い、生態系及び農林業被害の軽減を図る。	ヤクシカの生息密度・頭数・被害状況を概ね把握し、捕獲手法・被害対策等に関する調査、検討を継続	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<森林管理局> ・科学委員会に設置したヤクシカWGにおいて、全島的なシカ管理方針を検討。 ・「野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備調査事業」:ヤクシカが生息する屋久島の地域別生息状況・被害状況、植生環境調査等を行い、森林の多様性保全、国土保全の観点等から、植生保護・再生、シカ個体数調整方策等を含む共存のための総合的対策に取り組む。 ・205シカ対策プロジェクト:シカの被害対策・捕獲方法等の検討及び試行。 23年度調査実施の自生地(瀬切川左岸)の将来の保護林化に向けた準備作業。 <環境事務所> ・「屋久島国立公園におけるヤクシカ適正管理方策検討業務」:過年度に調査を実施した33地点を対象に糞粒法による密度調査の実施。過年度に設置した保護層内外における継続的なモニタリング調査を実施。地元猟友会と連携して特定地域における効果的な捕獲及びその普及を実施。 <環境事務所、森林管理局、屋久島町> ・「愛子プロジェクト」:関係機関と連携して捕獲や誘導柵の設置等の事業を推進。 <鹿児島県自然保護課> ・「ヤクシカ保護管理適正化事業」:平成23年度に策定したヤクシカにかかる特定鳥獣保護管理計画に基づき、国や市町村と連携を図りながら個体群の調整を行い、生態系及び農林業被害の軽減を図る。	再掲
	○				<H23:環境事務所> ・「屋久島地域整備計画策定業務」 :霧島屋久国立公園屋久島地域(口永良部含む)における整備/利用状況及び植生への影響を把握し、関係機関と課題を共有し有識者の知見を得た上で、関係機関の役割分担を明確にした地域内における中期整備計画を策定。	平成22年度に施設整備計画を策定平成23年度に国立公園計画点検を実施	1)すでに対策を行ったもの(対策が終了、解決したもの)	3)対策を未実施であるが、早急に行う必要があるもの	<環境事務所> ・「屋久島地域整備計画策定業務」:屋久島国立公園(口永良部含む)における整備/利用状況及び植生への影響を把握。関係機関と課題を共有しながら有識者の知見を得た上で、関係機関の役割分担を明確にした地域内における整備計画の実施	再掲
	○				<H11～17:環境事務所> ・「屋久島にふさわしい登山道整備の技術指針・管理の技術指針作成」:屋久島の自然環境と調和の取れた登山道整備の技法について指針を検討。	一定の検討は行ったが、課題として、整備実績を踏まえて、今後調整が必要	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<環境事務所> ・「屋久島地域整備計画策定業務」:屋久島国立公園(口永良部含む)における整備/利用状況及び植生への影響を把握。関係機関と課題を共有しながら有識者の知見を得た上で、関係機関の役割分担を明確にした地域内における整備計画の実施	再掲
	○	○	○	○	<H21～:地域連絡会議・科学委員会> ・「屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画」を策定。(H23) ・新たな「屋久島世界遺産地域管理計画」を策定。(H24)	各種調査・研究の実施結果及び事業計画について検討。今後、報告対象を広げること検討しつつ継続。	2)継続して対策を行っていくもの	2)継続して対策を行っていくもの	<地域連絡会議> 地域連絡会議及び科学委員会において策定したモニタリング計画の実施状況を報告。	再掲